

令和三年 第五回（十二月）市議会定例会

（令和三年十一月三十日開会）

市長説明要旨（本会議）

令和三年第五回十二月大月市議会定例会の開会にあたり、本日、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げます、議員各位、並びに市民の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

はじめに、九月に公表いたしました市民生活部福祉介護課における公文書の不適切な取扱いについてであります。

障害支援区分の認定には、市から医療機関への依頼により作成される医師意見書と市による本人の訪問調査が必要となります。

去る八月十七日に障害者施設から調査の未実施と医師意見書の受診日の誤りがあるとの指摘があり調査したところ、六件の医師意見書の改ざん及び調査の未実施が確認されました。

更なる内部調査の結果、九月上旬に医師意見書の改ざんや偽造が疑われる案件を総数で四十六件確認しております。

公表後、不適切な取扱いと疑われる案件を改めて、適切な手続きによる障害支援区分の認定を行うために、ご本人、関係する施設、事業者等に通知するとともに、職員が十月中に五十三の施設、事業者、サービス受給者及び受給者家族などへお詫びと説明に訪問しております。

現在、原因などは不明ですが、日々の業務の中での内部けん制体制の確保として、障害支援区分認定の業務にあたっては複数人で業務することとし、業務の流れを課内で確認できるチェック表を作成し、事務を進めております。

このチェック表によって、今回問題となった医師意見書の徴取状況や現地調査の実施状況も一覧で把握が可能となっております。

その他業務を確認する書類等も検討する中で、訪問調査の実施に客観性を付与するために、庁内スケジュール管理システムへのスケジュール入力、出張の場合のカード記入の徹底、調査時メモ書類の添付などによって、適切な事務の証としていくことといたします。

加えて、全ての職員を対象としたコンプライアンス研修を実施しております。公表後も関係職員から聴き取り調査等を行っておりますが、まだ、事実の特定に至っておりません。

しかし、公文書の不適切な取扱いは、市民の皆様や関係者の皆様の信頼を損ねることとなり、心よりお詫びを申し上げます。

今後も全容把握に努めるとともに、その調査の進展により公表など適切な対応を行ってまいります。

次に「新型コロナウイルス感染症対策」についてであります。

山梨県は八月二十日から、「まん延防止等重点措置」の適用を受け、本市も措置の対象地域となりましたが、市民の皆様の感染症対策の徹底により、九月

十二日をもって適用除外となりました。

今後、寒さの増す時期を迎えることと、第六波の到来に備え、市民の皆様には、基本的な感染予防対策の実施、マスクの着用、手洗いの実施、身体的距離の確保をお願いいたします。

新型コロナウイルス接種は、ウイルス感染症の発症を予防する高い効果があり、重症化を予防する効果が期待されておりますので、未接種の方は、再度、接種の検討をお願いいたします。

本市では、各医療機関、医師会、薬剤師会等のご協力を得て、五月からワクチン接種を進めており、現在も、若い世代の接種が実施されております。

また、新型コロナウイルスの三回目接種につきましては、国から示された方針に基づき、医師会や薬剤師会、医療従事者の皆様のご協力をいただきながら実施していくこととしており、現在、システム改修と接種券、予診票の印刷などの準備を進めております。

今後、医師会と協議した上で、医療従事者の接種を十二月中旬に開始し、その後、高齢者の方については、三月頃からの接種開始を考えております。

接種の方法は、市内の各医療機関での個別接種と集団接種との併用により対応することとしており、今後、関係機関との調整を進め、接種券の送付は、二回目接種が終了し、概ね八か月を経過した方を対象に、順次、発送する予定としておりますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

次に「桃太郎サミット開催」についてであります。

昨年は新型コロナウイルス感染症拡大により、やむなく延期となりました「第十八回桃太郎サミット2021」は「2021年10月16日（土）大月」につきましましては、実行委員会が中心となり、今年十月十六日に「セレモニー」を関係者限定にて大月短期大学岩殿ホールで、また翌日には「オープンイベント」として桂川ウエルネスパークを主会場とし、各所において関連イベントや展示を開催したところであります。

本市といたしましても、本年を「2021桃太郎イヤー」と位置づけ、大月桃太郎伝説の更なる推進を目的に、産業観光課の別称を大月桃太郎課とし、広くPR活動を行い、市内外の皆様に浸透し、郷土愛を共有することでブランド化につなげていきたいと考えております。

今回の桃太郎関連の各種事業により、広く大月桃太郎伝説の情報発信が行え、ローカルブランドの確立や市の魅力・付加価値の向上に貢献したものであったと思っております。

引き続き、ワーケーションや移住・関係人口の増加といった課題解決に向け、官民挙げて大月桃太郎伝説の活用による地域活性化を推進していくこととしております。

次に「旧浅利教員宿舍改修事業」についてであります。

旧浅利教員宿舍改修事業につきましては、人流・物流ゲートウェイ構想である地域課題の解決や賑わいの創出に向けて、まずは、本市を知ってもらい、大月ファンを増やし、何度も本市に訪れていただく関係人口の創出を図り、二拠点居住から移住・定住へとつながる施策を展開していくための拠点として活用してまいりたいと考えております。

十二月五日には、大月短期大学を会場として、今後の事業展開に関するフォーラムや、多くの市民や各種団体の方々に参加していただくワークショップを開催することとしており、二十年後の本市の理想の姿であるビジョンマップの作製に取り掛かりたいと考えておりますので、多くの市民の皆様に参加していただきたいと考えております。

次に「立地適正化計画の推進」についてであります。

大月駅周辺整備における市道大月賑岡線の拡幅につきましては、昨年度、都市計画事業の認可を受け、今年度より用地買収に着手するとともに、道路拡幅と併せて行う電線共同溝の予備設計等を進めているところであります。

この事業は、多数の家屋移転を伴う事業であり、移転する方々へ代替地の情報提供に努め、地権者の皆様のご理解、ご協力をいただきながら令和九年度の完成を目指して進めてまいります。

また、猿橋駅周辺整備につきましては、県道猿橋停車場線の整備を山梨県の道路事業として、今年度よりルートを確定する道路予備設計等を進めております。

本市といたしましては、用地取得に向けた地元調整等に協力し、早期完成を目指していききたいと考えております。

次に「駒橋地区市営住宅建替・定住促進住宅整備事業」についてであります。昨年から事業を進めてきたPFIによる駒橋住宅の建替え事業につきましては、本年六月「大月市駒橋地区市営住宅建替・定住促進住宅整備事業」として公募型プロポーザル方式による募集を実施したところ、九月二十四日までに三件の提案がありました。

十月六日、選定委員会を開催し、各グループからのプレゼンテーションによる厳正な審査の結果、優先交渉権者として「芙蓉建設グループ」が選定されました。

本事業では、老朽化した市営駒橋住宅の建替に伴い、高層化により発生する利便性の高い余剰地を活用し、市営住宅十九戸に加え、中堅所得者で共稼ぎなど子育て世帯の入居が可能な定住促進住宅二十八戸を建設いたします。

両住宅とも、エレベータ設置はもとより施設全体にユニバーサルデザインを採用し、住環境を向上させることとしており、子育て世帯を対象とする定住促進住宅につきましましては、エントランスのオートロックや防犯カメラ設置等、安

全面を更に強化し、一階にはコインランドリーなどの民間事業も計画予定であり、入居者のほか、地域住民の利便性向上にも配慮した施設計画となっております。

これまでにない高品質な住宅環境を提供することにより、定住促進に大きく寄与することを期待しております。

次に「教育環境の整備充実」についてであります。

安心・安全な通学環境への対応といたしまして、本年六月に千葉県八街市で起きた下校途中の児童を巻き込んだ交通事故の発生を受け、警察、道路管理者、学校、教育委員会による通学路合点検を行いました。

学校から挙げられた危険個所を確認し、安全対策を検討し、状況に応じた対応を進めております。

このほか市では、猿橋小学校敷地内にスクールバス乗降場を新たに設置することや、鳥沢小学校進入路の拡幅整備等を計画・推進し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

続きまして、本日提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げます。

今定例会に提出いたします案件は、条例案件が五件、予算案件が九件、その他案件が三件の計十七件であります。

はじめに、「条例案件について」ご説明申し上げます。

議案第五十七号「大月市職員給与条例中改正の件」についてであります。

これは、山梨県人事委員会勧告に伴い、県と同様に期末手当の減額改定をするため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第五十八号「大月市特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例中改正の件」についてであります。

これも、山梨県人事委員会勧告に伴い、市長及び教育長の期末手当を減額改定するため、所要の改正を行うものであります。

議案第五十九号「大月市国民健康保険条例中改正の件」についてであります。

これは、出産一時金において、産科医療補償制度により、規則における加算金が四千円減額となることから、条例における一時金支給額を四千円増額とし、支給総額を維持するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十号「大月市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例中改正の件」についてであります。

これは、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準が改正されたことに伴い、事業者等が作成するもの等に電磁的方法による対応も可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第六十一号「大月市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例中改正の件」についてであります。

これは、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、事業者等が作成する記録等について電磁的方法による対応も可能となるよう、所要の改正を行うものであります。

続きまして、「予算案件について」ご説明申し上げます。

今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対策及び人事異動等による職員給与費の調整や前年度決算の確定に伴う繰越金の追加計上、その他、事業の精査などにより予算編成を行いました。

まず、議案第六十二号「大月市一般会計補正予算（第六号）」についてであります。

これは、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援するため、早期に臨時特別給付金を支給する必要があることから、一億千五百二十万千円を増額するもので、歳入については、国庫補助金の追加にて対応しております。

次に、議案第六十三号「大月市一般会計補正予算（第七号）」の主な補正内容といたしまして、総務費では、ふるさと大月応援寄附金返礼経費、積立金の追加など、民生費では、障害福祉サービス費などの追加、衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費の追加、農林水産業費では、農村地域防災減災事業費の追加、職員給与費の調整とあわせ、歳出補正総額は、八億千五百四十九千円の増額となっております。

歳入につきましては、前年度繰越金などの追加、国・県支出金、寄附金及び繰入金の追加などにより対応いたしております。

次に、議案第六十四号「大月市大月短期大学特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、進路指導事業の追加を行い、歳入につきましては、授業料及び入学金の追加及び繰入金減額等しております。

次に、議案第六十五号「大月市国民健康保険特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、諸支出金の追加を行い、歳入につきましましては、繰入金を減額し、前年度繰越金等を追加しております。

次に、議案第六十六号「大月市簡易水道特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、市営簡易水道維持管理経費の追加を行い、歳入につきましましては、繰入金や前年度繰越金等を追加しております。

次に、議案第六十七号「大月市下水道特別会計補正予算（第一号）」につい

てであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整と、流域下水道維持管理事業の減額を行い、歳入につきましては、一般会計繰入金の減額及び前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第六十八号「大月市介護保険特別会計補正予算（第二号）」についてであります。

歳出におきましては、職員給与費の調整、介護認定審査会費の追加、繰越金の確定に伴う基金積立金の追加を行い、歳入につきましては、国・県支出金、繰入金及び前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第六十九号「大月市介護サービス特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金を追加しております。

次に、議案第七十号「大月市後期高齢者医療特別会計補正予算（第一号）」についてであります。

歳出におきましては、後期高齢者医療連合納付金や前年度精算による一般会計繰出金を追加し、歳入につきましては、前年度繰越金を追加しております。続きまして、その他の案件であります。

議案第七十一号の「契約締結の件」についてであります。

これは、大月市駒橋地区市営住宅建替・定住促進住宅整備事業の事業契約を芙蓉建設グループが新たに設立したBML株式会社と締結しようとするもので、地方自治法第九十六条第一項第五号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第二十条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第七十二号の「不動産処分の件」についてであります。

これは、旧畑倉小学校敷地を処分するにあたり、地方自治法第九十六条第一項第八号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第七十三号の「富士・東部広域環境事務組合の設立の件」についてであります。

これは、富士東部地域四市二町六村にて令和四年二月に設立することとなる富士・東部広域環境事務組合について、地方自治法第二百九十条の規定により一部事務組合設立について、議会の議決を求めるものであります。

以上が、本日提出いたしました案件であります。何とぞよろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。